　さいたま市長

　清水　勇人　様

誓　約　書

　　特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請において、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第５３条の２第７号の規定に定めるとおり、法第５８条の１０第２項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する。

【参考】

（法第５８条の１０第２項）

　　前項の規定により法第３０条の１１第１項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して５年を経過するまでの間は、法第５８条の２の申請をすることができない。

（署名欄）

令和　　年　　月　　日

　　設置者・事業者名